

26 盛 企 号 外
平成 27 年 2 月 27 日

盛岡市市議会議員 各位

盛岡市市長公室長 東 藤 郁 夫

新たな広域連携モデル構築事業に係る取組について

平成 26 年度に総務省からの委託を受け取り組んでいる広域連携モデル構築事業について、本日、総務省に実績報告書を提出する予定としておりますことから、取組の経過等を次のとおり報告いたします。

なお、当該資料の内容につきましては、3月6日に開催予定である市議会全員協議会においてご説明する予定としておりますことを申し添えます。

記

添付資料

- (1) 新たな広域連携モデル構築事業に係る取組について
 - (2) 盛岡広域圏経済戦略（案）の概要（資料1）
 - (3) 連携中枢都市圏の形成に係る経過と今後の取組（資料2）
 - (4) 連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要（資料3）
- ※ 盛岡広域圏経済戦略（案）の本編につきましては3月6日の市議会全員協議会において配付の予定であります。

担当：市長公室 企画調整課
課長 古舘和好
019-651-4110 内線 3810

新たな広域連携モデル構築事業に係る取組について

市長公室

本市が、国からの委託を受けてとり進めてきた新たな広域連携モデル構築事業の今年度の取組が、平成27年2月末をもって完了したことから、その概要について報告するものである。

1 モデル構築事業の取組内容

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

ア 盛岡広域圏の経済戦略（案）の取りまとめ

盛岡広域圏の経済活動の活性化に向け、圏域の特徴や課題等を明らかにするとともに、今後取り組むべき方向性や具体的方策を盛岡広域圏経済戦略（案）として取りまとめた（別添資料1のとおり）。

イ 盛岡広域圏の経済戦略の策定に向けた有識者による会議の設置

盛岡広域圏の経済戦略を検討するに当たり、産学金官民の有識者から意見を聴くため、盛岡広域圏経済戦略策定懇話会（委員15人）を設置し、5回の会議を開催した。

ウ 盛岡広域圏の経済戦略の策定に向けた社会経済動態調査（業務委託）

盛岡広域圏の経済戦略を検討するに当たり、基礎的情報を得るため、民間シンクタンクへの委託により、社会経済動態に係る調査・分析を行った。

(2) 高次の都市機能の集積

- ・小児救急医療の充実及び24時間受診可能な救急医療体制の再構築に向けた調査 など

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- ・スポーツ施設の効率的かつ効果的な配置と活用についての検討
- ・盛岡市消費生活センターでの広域的な相談対応 など

2 経過と今後の取組

別添資料2のとおり

3 連携中枢都市圏構想の制度概要

(1) 連携中枢都市となりうる都市

- ア 地方圏の指定都市，新中核市（人口20万以上）
- イ 昼夜間人口比率1以上

(2) 連携中枢都市圏の形成手続き

ア 連携中枢都市宣言

中心都市が、近隣市町村と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することを表明するもの。

イ 連携協約の締結

連携中枢都市と連携市町村が、圏域全体の方向性、連携する分野、役割を規定するもの。議会の議決に基づき締結・変更される。

ウ 連携中枢都市圏ビジョンの策定

連携中枢都市が、連携協約に基づく具体的取組（期間・規模）について、近隣市町村との協議を経て定めるもの。

(3) 財政措置

別添資料3のとおり

(4) その他

地方中枢拠点都市圏構想推進要綱の一部改正(平成27年1月28日(総行市第4号))により、「地方中枢拠点都市」の名称が、「連携中枢都市」と改められた。

【参考：取組経過】

平成26年4月7日	新たな広域連携モデル構築事業の公募開始
4月23日	盛岡広域首長懇談会事務検討会議
5月1日	盛岡広域首長懇談会
5月8日	新たな広域連携モデル構築事業へ申請
6月27日	新たな広域連携モデル構築事業の採択
7月31日	総務省と盛岡市がモデル構築事業に係る委託契約締結
8月22日	盛岡広域首長懇談会事務検討会議
8月25日	国が地方中枢拠点都市圏推進要綱を制定
9月1日	第1回盛岡広域圏経済戦略策定懇話会
9月～10月	圏域市町ヒアリング
10月27日	第2回盛岡広域圏経済戦略策定懇話会
10月28日～29日	圏域8市町広域連携担当者による定住自立圏先進地の合同視察(青森県八戸市)
11月21日	盛岡広域首長懇談会
11月28日	第3回盛岡広域圏経済戦略策定懇話会
平成27年1月8日	第4回盛岡広域圏経済戦略策定懇話会
1月26日	盛岡広域首長懇談会事務検討会議
2月4日	第5回盛岡広域圏経済戦略策定懇話会
2月6日	盛岡広域首長懇談会
2月末	国へモデル事業に係る実績報告

盛岡広域圏経済戦略（案）概要版

『チャレンジと共創による、100年後も元気な、希望のふるさと盛岡広域圏』

構成市町：盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町

策定の趣旨

連携中枢都市圏の形成手続として、今後、都市圏の中長期的な将来像や具体的取組などを盛り込んだ「連携中枢都市圏ビジョン」を策定する必要があるが、盛岡広域圏経済戦略は、「連携中枢都市圏ビジョン」へ反映させることを念頭に、その中でも特に重要な視点の一つとなる経済活動の活性化に関して、盛岡広域圏の目指す姿や戦略産業を検討したものである。

第1 盛岡広域圏の社会経済動向

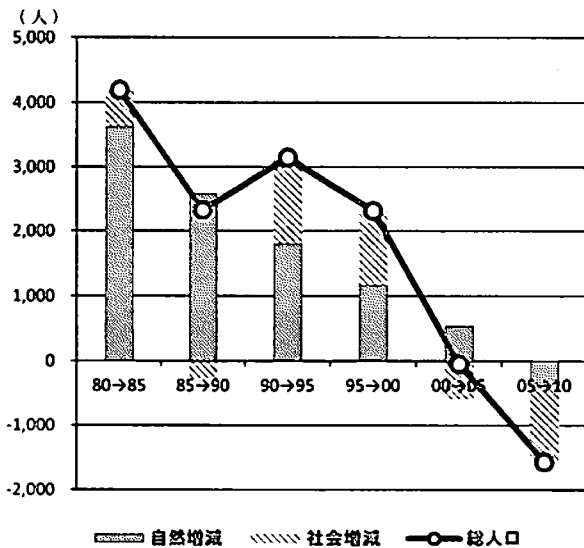
◆人口の推移

盛岡広域圏の人口は、平成12年の490,736人をピークに減少に転じている。2000年代前半（H12年頃）に社会増減がマイナスに転じ、2000年代後半（H17年頃）には、社会増減のマイナス幅が大きくなるとともに、自然増減もマイナスに転じている。

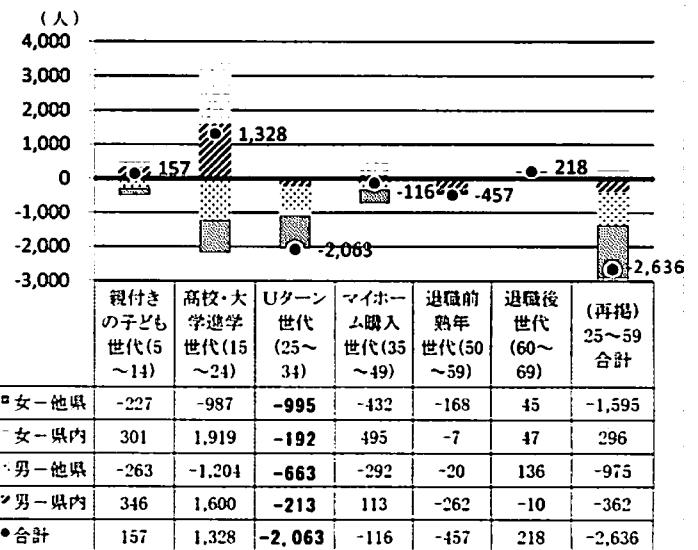
平成17年～22年の社会移動の状況を年代別に見ると、高校・大学への進学世代で1,328人の流入があるが、就職期に転出し、またUターン世代がUターンしない傾向が伺える。

移動地域別では、県内と青森・秋田両県から流入し、首都圏・宮城県に流出している。

盛岡広域圏の過去の人口増減（1年当たり換算）



盛岡広域圏の人口の社会移動の状況（H17～22）



出典：「岩手県人口動態統計」より、株式会社経済研究所作成

出典：「平成22年国勢調査」より、株式会社経済研究所作成

◆人口の推計

単位：人

	H22年	H32年	H42年	H52年
盛岡市	298,348	287,606	268,023	243,930
八幡平市	28,680	24,402	20,251	16,465
滝沢市	53,857	54,598	53,453	50,730
雫石町	18,033	15,867	13,515	11,254
葛巻町	7,304	5,915	4,679	3,631
岩手町	14,984	12,715	10,564	8,604
紫波町	33,288	31,377	28,796	25,902
矢巾町	27,205	25,780	23,880	21,508
合計	481,699	458,260	423,161	382,024

出典：「日本の地域別将来推計（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より盛岡市作成

盛岡広域圏の人口は、平成52年に382,024人となり、平成22年の481,699人と比較して20.7%減となる。年代別では、0～19歳までが約4万人（44.1%）減と減少が著しく、20～59歳までの社会の担い手となる層でも8万5千人（34.5%）減が見込まれている。

一方で、70歳以上は、3万3千人（40.4%）増となっており、少子高齢化がますます進むと推計されている。

◆ 主な産業等の現状

農林業	多様な立地条件を生かし、米、園芸、果樹、畜産などのバランスの取れた農業が展開されており、農畜産物の算出額は、岩手県全体の約3割を占めている。林業については、岩手県は、素材生産量は全国第3位となっており、盛岡広域圏は、県全体の素材生産量16.2%を占めている。
製造業等	製造業の製造品出荷額は2,715億円（平成24年）で、県南振興圏と比較して差がある。付加価値額の内訳では、食料品製造業が全体の約1/3を占めるが、一人当たり付加価値額は、全国平均及び域内の他産業と比べて低い。
観光	観光客入込数は、東日本大震災により一時的に落ち込んだが、現在は、回復基調にある。外国人観光客については、東日本大震災で大きく落ち込んだ後、回復傾向にあり、最も多い台湾からの観光客は順調に回復してきている。
小売業	小売業年間販売額が4,729億円（平成24年）で県全体の41.6%となっており、小売業が金額・割合ともに圏域の産業の中心と言えるが、経年推移では減少傾向にある。
雇用	雇用情勢は、復興需要等を背景に、改善の動きが継続している一方で、人手不足感が強まっている。 デジタルコンテンツ分野に関連した教育を実施している大学等の就職者のうち、約6割が県外に流出している（平成24年度）。
エネルギー	豊富な自然資源を生かして、太陽光発電、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーの活用が進められており、民間研究機関の調査によれば、岩手県の再生可能エネルギーによるエネルギー自給率は、全国第7位であり、市町別では、雫石町、葛巻町、八幡平市が県内の上位3位までを占めている。

第2 盛岡広域圏の特徴及び課題

1 豊富な地域資源

- ・多様な立地条件に支えられた園芸作物・ブランド牛肉などの農畜産物
- ・美しい自然景観、多様なニーズに応えられる観光資源
- ・歴史・風土に育まれた地場産品
- ・再生可能エネルギーとして利用可能な森林

学術研究機関や産業支援施設、金融機関が集積し、産学官民の有機的なネットワークを生かした新産業創出などへの支援体制が整備されている。

2 高等教育機関の集積と産学官連携の実績

特徴

3 地域文化型の食の発展

パン製造業、麺類製造業、清酒製造業に代表される地域の食文化と密接に関連した食品関連産業が発展。
地域に根ざした特色ある有力事業者が集積していることによるものとみられる。

東北新幹線やJR各線、IGRいわて銀河鉄道及び東北縦貫自動車道・東北縦貫自動車道八戸線、一般国道4号、46号、106号などの広域幹線道路などにより、北東北の広域交通ネットワークの結節点となっている。

4 交通の結節点

課題

1 若年層の域外流出

進学世代で流入超過となるが、就職期に転出し、Uターンしない傾向。主な転出先は、首都圏・宮城県。

ITの関連産業の振興は、若年層定着の切り札と期待されるが、圏域のIT技術者を養成する大学・専門学校の卒業生は、県外への流出が多い状況。

2 国際リニアコライダーの実現を見据えた産業振興・人材育成

将来、ILCが北上サイトに立地された場合、盛岡広域圏においても、地域経済の活性化や雇用創出、教育、文化など、さまざまな分野で波及効果があるものと見込まれる。ILCの実現を見据えた産業振興策や人材育成を広域圏全体として、検討する必要がある。

3 主な産業分野の課題

農林業

- ・高齢化や後継者不足の深刻化
- ・6次産業化、地産地消の推進、販路拡大
- ・新規就農の受入態勢の充実
- ・管理されていない私有林の増加
- ・森林所有者の林業への関心の低下

製造業等

- ・製造品出荷額等は減少傾向
- ・圏域の主要な業種は労働生産性が低い
- ・新製品開発等に対する支援・人材の育成が求められている。
- ・高度IT技術者の域外流出

観光業

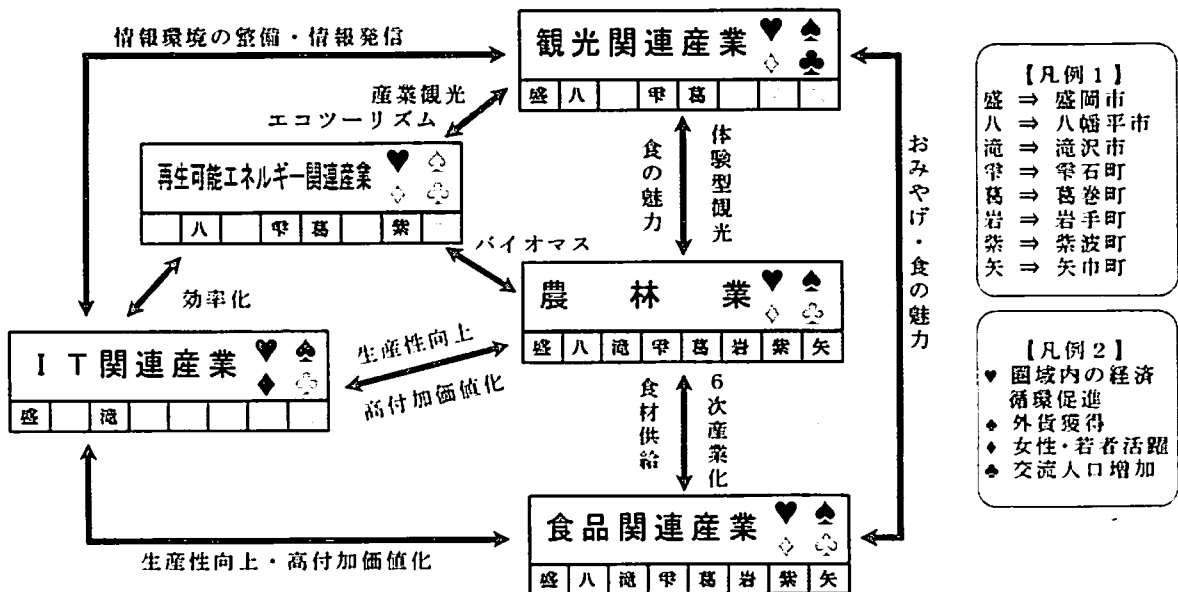
- ・2次交通の整備
- ・Wi-Fiスポットの整備など外国人観光客の受入環境の整備
- ・圏域の特徴を生かしたニューツーリズムの振興

小売業

- ・小売業の多くは、圏域内の住民・法人向を顧客とするものであり、人口増加により成長が支えられてきた側面がある。今後は、域外への移出や観光業との連携が必要

第3 経済戦略

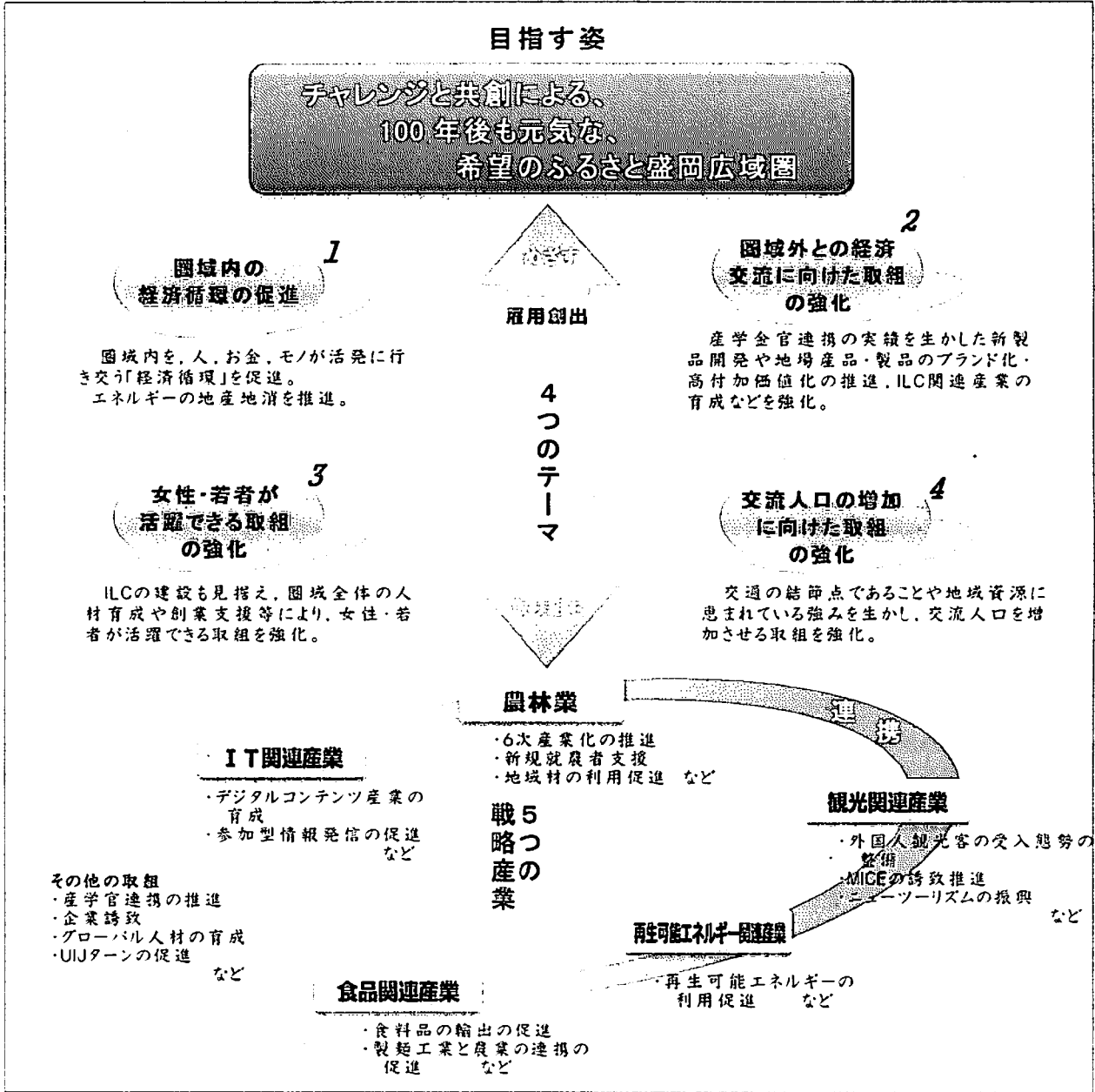
◆戦略産業間の連関図



※市町名(略記)の黒太字は、各産業において中心的な役割を担うことを表す。
 ※♥♦♠♣の濃い色は、4つのテーマへの寄与度が高い産業であることを表す。

◆盛岡広域圏経済戦略の全体像

圏域には、多様でバランスの取れた自然、文化、歴史などの地域資源及び企業、研究機関、高度人材等の集積があることから、この強みを生かして、多くの企業・人が新たな事業や製品開発などにチャレンジし、共に力を合わせ、切磋琢磨しながら、高付加価値の製品・サービス等を生み出すことで、100年後の未来においても、圏域に暮らす人々が、希望とふるさとを愛する心を持ち続ける圏域の形成を目指す。



◆取組期間及び推進体制

この経済戦略は、今後、連携中枢都市圏の形成を図るために策定する予定である連携中枢都市圏ビジョンと併せて推進を図る必要があることから、取組期間は連携中枢都市圏ビジョンの取組期間に合わせて調整を図るものとし、また、推進体制についても、連携中枢都市圏の推進体制において進捗管理等を行うことを検討する。

連携中枢都市圏の形成に係る経過と今後の取組

平成 25 年度以前

👉 盛岡広域首長懇談会による取組（平成20年5月設立）
 （盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町）



企業立地セミナー



- ・ 求心力のある中核的な都市圏の形成
- ・ 盛岡広域圏の一体的な発展
- ・ 住民福祉の一層の向上

人材育成	観光振興	国体	公共交通
各市町による単独実施 予定の研修等の共有の推 進 など	盛岡・八幡平広域観光推 進協議会にける広域観光 キャンペーン など	国体開催に向けた各市 町の取組状況や課題等の 確認 など	コミュニティバスの運 行についての情報及び意 見交換
企業誘致	消費生活	「食・農」推進	救急医療
首都圏での盛岡広域企 業立地セミナーの開催 など	消費者行政の共同実施	サービスエリアや道の 駅の店舗で盛岡広域特産 品コーナーを開設 など	岩手医科大学附属病院 移転に伴う影響について の情報交換

平成 26 年度

👉 国が連携中枢都市圏に係る制度を創設
 👉 国より「新たな広域連携モデル構築事業」の採択を受け、
 連携中枢都市圏の形成に向けた準備に取り組む

成果を踏まえた
モデル事業の実施



経済戦略策定懇話会

- 都市圏の役割① 圏域全体の経済成長のけん引
- ・ 盛岡広域圏の経済戦略の策定
 （有識者による懇話会の設置，社会経済動態調査）
 - ・ 産業支援施設の利用促進
 - ・ 圏域内における滞在型観光の推進 など
- 都市圏の役割② 高次の都市機能の集積
- ・ 小児救急医療の充実及び 24 時間受診可能な救急医療体制の再
 構築に向けた調査 など
- 都市圏の役割③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
- ・ スポーツ施設の効率的かつ効果的な配置と活用についての検討
 - ・ 盛岡市消費生活センターでの広域的な相談対応 など

平成 27 年度以降

👉 Step1
 連携中枢都市宣言

【主な記載事項】
① 圏域で中心的な役割を担うと ともに，近隣市町村の住民に各 種サービスを提供する意思
② 圏域の現在人口と将来推計人 口
③ 圏域内の都市機能の集積状 況・利用状況
④ 連携する分野

（盛岡市が宣言）

👉 Step2
 連携協約

【主な規定事項】
① 連携協約を締結する連携中 枢都市及び連携市町村の名称
② 都市圏形成の基本的な目的
③ 基本方針
④ 連携する取組

（盛岡市と連携市町が締結）

👉 Step3
 連携中枢都市圏ビジョン

【主な記載事項】
① 都市圏の中長期的な将来像
② 連携協約に基づき推進する 具体的取組（事業費の見込み）
③ 取組の期間（おおむね5年）
④ 成果指標

（盛岡市が策定）

反
映

国の財政支援の下での連携した取組

【参考】

連携中枢都市圏構想推進要綱（抜粋）

第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(1) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の定義

連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った1の連携中枢都市（以下「宣言連携中枢都市」という。）と、その近隣の1の市町村が、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるため、(2)に規定する事項について、それぞれの市町村における、議会の議決（地方自治法第252条の2第3項）に基づき締結・変更されるものである（以下省略）。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する宣言連携中枢都市及び1の連携市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「コンパクト化とネットワーク化」の観点から、宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が連携して圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えることなど、連携中枢都市圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が、④に規定する事項を中心として行政及び民間機能のコンパクト化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となって実施することが想定されるが、地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

コンパクト化とネットワーク化により活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置**(1) 連携中枢都市の取組に対する財政措置****①普通交付税**

連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置。

圏域全体のために連携中枢都市が実施する取組に係るものであることから圏域人口に応じて算定（圏域人口75万の場合、約2億円）。

②特別交付税

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。

1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定。

(2) 連携市町村の取組に対する財政措置（特別交付税）

「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政措置。

1市町村当たり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定。

2. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用などの取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置（圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。）。

3. 個別の施策分野における財政措置**(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）**

病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置（圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金へ

の特別交付税措置（８０％、上限８００万円。）。

(2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充（特別交付税）

(1) の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対して遠隔医療システム運営に要する経費への特別交付税措置の拡充（８０％）。

4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

連携中枢都市圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって連携中枢都市までの距離を算定することを可能とする。